

新潟県条例第42号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第10条、第12条関係）				別表（第10条、第12条関係）			
施 設 名	使用時間等	使用料(円)	備考	施 設 名	使用時間等	使用料(円)	備考
大 研 修 室	午 前	5,100		大 研 修 室	午 前	4,580	
	午 後	6,800			午 後	6,100	
	夜 間	5,950			夜 間	5,340	
	全 日	16,060			全 日	14,410	
小 研 修 室	午 前	2,370		小 研 修 室	午 前	2,150	
	午 後	3,160			午 後	2,870	
	夜 間	2,770			夜 間	2,510	
	全 日	7,470			全 日	6,780	
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。